第3回控訴審は、被告からどんな資料が出て来るか?それが最大の焦点。結局、被告が出したのは「介護事業経営実態調査」だった。

「介護事業経営実態調査」とは、厚労省が介護保険サービスを提供する事業所の経営状況や収支状況などを調査するもので、介護報酬の改定や介護事業の適正化に必要な基礎資料として利用される。

しかし、この調査には、原告が求める移動等の付帯労働時間についての調査は見当たらない。報告会で山本弁護士は「原告は調査をやってきたのかとさんざん聞き、国はやってきたと答えてきたが、結局、調査はやっていない、ということが今回の裁判ではっきりした!」とまとめてくれた。

裁判長は、被告の資料や原告とのやり取りを追いながら、「今の水準では結果的に移動やキャンセル代などが払えない事業者ばかりで、不合理な結果だと原告は訴えてるわけだけど、総合的に考慮して合理的と言えるのか、そこは説明しないの?」というようなことを被告に質問した。

こう聞かれた被告代理人は、慌てた様子でうしろを振り向き、コソコソ相談を始めた。 2分くらい経ってから、**\*手法が合理的だから、内容も自ずと合理的になる**、と答え、それ以上、説明しなかった。

傍聴席からは失笑がわき起こった。

それ以上被告が説明しないとなり、裁判長は、原告の証人の話を聞くと言って、次回、原告の証人尋問を認めた。地裁から求めていた証人尋問がここでようやく認められる形になった。大棒弁護士は、「採用してくれたのは大きい。次回、我々は反論する!」とまとめた。

次回は、山根純佳教授の証人尋問と、原告3人の最終陳述を予定している。時間は2時間。